

令和 6 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 2）

堺 市

目 次

	頁
議案第 10 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 11 号 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 12 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
議案第 13 号 堺市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第 14 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	15
議案第 15 号 堺市基金条例の一部を改正する条例	19
議案第 16 号 堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例	21
議案第 17 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例	23
議案第 18 号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	27
議案第 19 号 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第 20 号 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例	31
議案第 21 号 堺市市民交流広場条例の一部を改正する条例	33
議案第 22 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 23 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	43
議案第 24 号 堺市職員定数条例の一部を改正する条例	45
議案第 25 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例	47

議案第 26 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	49
議案第 27 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	53
議案第 28 号	訴えの提起について	55
議案第 29 号	指定管理者の指定について [堺市立美原総合スポーツセンター]	57
議案第 30 号	指定管理者の指定について [堺市立美原体育館等]	63
議案第 31 号	指定管理者の指定について [堺市立農業公園「加工体験施設」]	69
議案第 32 号	指定管理者の指定について [堺市立農業公園「交流施設」]	75
議案第 33 号	指定管理者の指定について [堺市鳳公園]	81
議案第 34 号	指定管理者の指定について [堺市大仙公園日本庭園]	85
議案第 35 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について	91
議案第 36 号	包括外部監査契約の締結について	95
議案第 37 号	PFIによる（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更について	97
議案第 38 号	PFIによる（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更について	99
議案第 39 号	市道路線の認定及び廃止について	101
議案第 40 号	大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について	115
報告第 1 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	147

令和6年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和6年2月16日

堺市長 永藤英機

- 議案第 10 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 堺市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 堺市基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 堺市市民交流広場条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 堺市職員定数条例の一部を改正する条例

- 議案第 25 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 訴えの提起について
- 議案第 29 号 指定管理者の指定について
- 議案第 30 号 指定管理者の指定について
- 議案第 31 号 指定管理者の指定について
- 議案第 32 号 指定管理者の指定について
- 議案第 33 号 指定管理者の指定について
- 議案第 34 号 指定管理者の指定について
- 議案第 35 号 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 議案第 36 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 37 号 PFIによる（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更について
- 議案第 38 号 PFIによる（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更について
- 議案第 39 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 40 号 大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について
- 報告第 1 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の42の項事務の欄中「による地方税の賦課徴収」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。
- (2) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収等に関する事務の処理に関して、特定個人情報の本市内部での利用を開始するため、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に 関する条例の一部を改正する条例

(堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例及び市長等の損害賠償責任の一部の免責に 関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うものであること。

- (1) 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）
- (2) 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年条例第23号）

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「（臨時的に任用された職員にあつては、当該勤務の状況に限る。）」を削る。

(堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「、第7条第2項」を削り、同条第2項の表以外の部分中「第7条第1項」を「第7条」に改め、同項の表第7条第1項の項の次に次のように加える。

第7条第2項	給与条例第24条第1項	会計年度給与条例第10条第1項
	期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）	期間

(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)

第3条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「第15条第2項、第17条第2項、」を削り、同条第3項中「第15条第2項、第17条第2項及び」を削り、「第22条の2第1項第1号」を「第22条の2第1項」に改め、同条第4項を削る。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「（臨時的に任用された職員にあつては、当該勤務の状況に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市職員の給与に関する条例等の 一部改正について

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することを踏まえ、次の条例の規定について、勤勉手当の支給等に関し会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員を除外する旨を定める部分の削除等を行うこととし、所要の改正を行うものであること。

- (1) 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）
- (2) 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）
- (3) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
- (4) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市職員等の旅費に関する条例の 一部を改正する条例

堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第29条第1項各号」を「同法第29条第1項各号」に改める。

第4条第5項中「旅客運賃等」の次に「又は1キロメートル当たりの定額」を加える。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、公務上特に必要があると認められる場合として規則で定める場合に限り、1キロメートルにつき37円とする。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第18条本文中「の実費額」を削り、同条ただし書中「これらの実費額」を「これらの額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第4条、第11条及び第18条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

- 3 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項後段中「規定」の次に「（同条例第11条第1項ただし書の規定を除く。）」を、「旅客運賃等」の次に「又は1キロメートル当たりの定額」を加え、「第11条」を「第11条第1項」に改め、「指定料金」の次に「による」を加え、「。ただし、公務上」を「」と、同項ただし書中「公務上特に必要があると認められる場合と

して規則で定める場合に限り、1キロメートルにつき37円とする」とあるのは「公務上」に改め、「実費額」の次に「による」と、同条第2項中「前項ただし書の規定による車賃」とあるのは「車賃」を加える。

堺市職員等の旅費に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

避難所対応等の公務上特に必要があると認められる場合にあっては、自家用車等による旅行について旅費を支給することとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第120条第1項」の次に「、法第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第8号中「第48条第2項」の次に「（法第117条において準用する場合を含む。）又は法第120条の6第1項」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「又は」を「若しくは」に改め、「事項」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）に係る手数料

1件	700円
----	------

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「第120条第1項」の次に「、法第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表8の項の3の総務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が

同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)に係る手数料

	1件	400円
--	----	------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正により、本籍地以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付等の請求が可能となることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が一部改正されることを踏まえ、当該交付等の事務に関する手数料を定めることとし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和6年3月1日から施行するものであること。

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市国際文化観光基金の項中「国際文化交流の推進や」を「国際交流、国際協力及び多文化共生施策の推進並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市基金条例の一部改正について

1 改正の趣旨

本市に在住する海外からの避難民への人道支援を目的とした寄附金の維持管理を行い、国際交流、国際協力及び多文化共生施策の推進に活用するため、並びに国際化施策が多様化している現状を踏まえ、現行の基金についても活用対象を広げることとし、堺市国際文化観光基金の設置目的を見直す所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市環境影響評価条例の一部を改正する条例

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「第3項中」の次に「「第1種事業者」とあるのは「事業者」と、」を加え、「、「第1種事業者」を「事業者」と」を削り、「同条第5項中」の次に「「第1種事業者」とあるのは「事業者」と、」を、「準用する第2項」と」の次に「、「方法書」とあるのは「準備書」と」を加え、「、「方法書」とあるのは「準備書」と」を削る。

別表中「第2条関係」を「第2条、第49条関係」に改め、同表第4号中「第38条第3項」を「第38条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市環境影響評価条例の一部改正について

1 改正の趣旨

引用法令である電気事業法(昭和39年法律第170号)の条項のずれに係る改正その他の規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「40,740円」を「40,500円」に改め、同項第2号中「58,670円」を「59,640円」に改め、同項第3号中「61,110円」を「61,420円」に改め、同項第4号中「73,340円」を「80,110円」に改め、同項第5号中「81,480円」を「89,010円」に改め、同項第6号中「96,150円」を「105,040円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「105,930円」を「115,720円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「122,220円」を「133,520円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「136,080円」を「151,320円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「149,930円」を「169,120円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「163,780円」を「186,930円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「177,630円」を「204,730円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「188,220円」を「213,630円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「198,820円」を「222,530円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第15号中「201,260円」を「231,430円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イ」を加え、同項第16号中「203,700円」を「267,030円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 240,330円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 249,230円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「各年度」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,450円」を「25,370円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,450円」を「25,370円」に、「38,300円」を「41,840円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,450円」を「25,370円」に、「57,040円」を「60,980円」に改める。

第12条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第10条及び第12条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市介護保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に基づき、第1号被保険者の保険料率について、被保険者の負担能力に応じたものとなるよう見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部を改正する 条例

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に、「法第5条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行する。

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

(堺市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「相談指導業務」を「相談援助業務」に、「指導する」を「援助を行う」に改める。

(堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第2条 堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、堺市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第19号）及び堺市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年条例第8号）について所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の 区域内における建築物の制限に関する条例及 び堺市イノベーション投資促進条例の一部を 改正する条例

(堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成28年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表(い)の項中「統計法第28条第1項の規定に基づく産業に関する分類(平成25年総務省告示第405号)第4項分類表の大分類N一」を「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件(令和5年総務省告示第256号)3日本標準産業分類の内容の第2章分類項目表に掲げる大分類N」に、「中分類80一」を「中分類80」に改める。

(堺市イノベーション投資促進条例の一部改正)

第2条 堺市イノベーション投資促進条例(令和2年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「あつては、」の次に「別表第2に定める」を加える。

別表第2中「第2条関係」を「第2条、第8条関係」に改める。

別表第3中「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)第4項分類表の大分類E—製造業及びG—」を「統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件(令和5年総務省告示第256号)3日本標準産業分類の内容の第2章分類項目表に掲げる大分類E製造業及びG」に、「同分類表」を「同分類項目表」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の 区域内における建築物の制限に関する条例及 び堺市イノベーション投資促進条例の一部改 正について

1 改正の趣旨

統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき、統計基準として総務省告示において定める日本標準産業分類の改定に伴い、次の条例について規定の整備等を行うものであること。

- (1) 堺市南部大阪都市計画黒山西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年条例第34号）
- (2) 堺市イノベーション投資促進条例（令和2年条例第16号）

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市市民交流広場条例の一部を改正する条例

堺市市民交流広場条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条を第22条とし、同条の前に次の9条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 市長は、広場の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に広場の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第14条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 広場の使用の許可その他の広場の運営に関する業務
- (2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務
- (3) 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理上、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第15条 市長は、第13条の規定により指定管理者に広場の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できると。

- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(公告)

第16条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第18条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第17条 市長は、広場の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第18条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により広場の管理を継続することができなくなると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第19条 市長は、広場の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 広場を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第20条 広場の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可等は、第3条及び第5条の規定の例により行うこと。
- (2) 使用時間及び休場日（次項において「使用時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。
- (3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が使用時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第21条 指定管理者は、故意又は過失により広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第8条を第12条とし、第7条を第11条とする。

第6条第1項第2号中「等」を「、樹木その他の物件」に改め、同条を第10条とする。

第5条の見出し中「等」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改める。

使用者は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することができる。

第5条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加え、同条を第9条とする。

3 前2項の使用料は、市長が特別の理由があると認める者については、後納させること

ができる。

- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条の前に次の3条を加える。

(特別の設備の設置)

第6条 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。
- 3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。
- 4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第7条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備、器具備品その他の物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、広場の使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備、器具備品その他の物件を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

- 2 第6条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

第4条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加え、同条を第5条とする。

(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。

第3条を第4条とする。

第2条第2項を次のように改め、同条を第3条とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 広場の施設、附属設備、器具備品、樹木その他の物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。

第1条の次に次の1条を加える。

（事業）

第2条 広場は、次の事業を行う。

- (1) 市民の交流活動の利用に供すること。
- (2) 市民の憩いの場の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために市長が必要と認める事業

別表中「第5条関係」を「第9条、第19条関係」に改め、同表第1項を次のように改める。

1 基本料金

区分	面積	単位	使用料
堺市役所前広場	1,900平方メートル	全日	19,000円
堺地方合同庁舎前広場	800平方メートル	全日	8,000円

別表第2項中「定める」を「算定する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の堺市市民交流広場条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。

（施行前の準備行為）

3 施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

堺市市民交流広場条例の一部改正について

1 改正の趣旨

市民交流広場（以下「広場」という。）の利用の促進及び積極的な活用を図るため、次に掲げる改正等を行うものであること。

- (1) 広場の事業を明確にし、及びその使用の許可に係る要件、使用料等について見直しを行うこととし、これに伴う所要の改正
- (2) 公の施設である広場について、その利用者のサービス向上を図り、効率的かつ効果的な管理運営を図るため、これに指定管理者制度を導入するための改正

2 施行期日

令和7年4月1日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表自由都市・堺 平和貢献賞選考委員会の項を削り、同表堺市景観賞選考委員会の項の次に次のように加える。

堺旧港交流空間創出事業者選定委員会	堺旧港交流空間創出事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
-------------------	---------------------------------------	------	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第1項の表自由都市・堺 平和貢献賞選考委員会の項を削る改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

附属機関に関し、次に掲げる設置又は廃止をするため、所要の改正を行うものであること。

- (1) 堺旧港交流空間創出事業に係る事業者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺旧港交流空間創出事業者選定委員会を設置するもの
- (2) 自由都市・堺 平和貢献賞について、事業の効果的な実施を図るため、国際的・全国的規模で表彰された功績が顕著な団体を本市が精査し、適時に賞を授与する見直しを行うことに伴い、これまで定期的に実施してきた当該選考についての審議を行う自由都市・堺 平和貢献賞選考委員会を廃止するもの

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定は、令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中第68号を第70号とし、第67号を第69号とし、第66号の次に次の2号を加える。

(67) 政令第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の建築物の敷地と道路との関係に係る特例認定申請手数料

1件 27,000円

(68) 政令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の道路内の建築制限に係る特例認定申請手数料

1件 27,000円

第33条第2項、第34条の5（見出しを含む。）及び第40条第1項第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正に伴い、既存建築物に大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の特例認定に関する事務に係る手数料を定めることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市職員定数条例の一部を改正する条例

堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「1,055人」を「1,097人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市職員定数条例の一部改正について

1 改正の趣旨

令和5年度から実施している60歳から65歳までの段階的な定年の引上げに伴う職員数の推移に対応するため、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第62条第2項を次のように改める。

- 2 令第8条及び第9条の規定は、この章の規定の適用を受ける防火対象物について準用する。この場合において、令第8条中「この節」とあるのは「この章」と、令第9条中「この節（第12条第1項第3号及び第10号から第12号まで、第21条第1項第3号、第7号、第10号及び第14号、第21条の2第1項第5号、第22条第1項第6号及び第7号、第24条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号、第25条第1項第5号並びに第26条）」とあるのは「この章（第65条第1項第1号、第66条第1項第4号、第68条第1項及び第69条第1項）」と読み替えるものとする。

第62条第3項を削る。

第65条第1項第1号中「が、主要構造部」を「が、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。））」に、「主要構造部を耐火構造とした」を「特定主要構造部を耐火構造とした」に改め、同項第2号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「、若しくは」を「、又は主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が」に、「もの又は」を「もの及び」に改める。

第68条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市火災予防条例の一部改正について

1 改正の趣旨

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正を踏まえ、本市における消防用設備等の技術上の基準について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第3の1の項中

「

処理容積が10 0立方メートル 以上200立方 メートル未満の 設備	1件 31,000円
--	------------

を

」

「

処理容積が10 0立方メートル 以上200立方 メートル未満の 設備	1件 31,000円
高圧法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及	1件 6,000円

に、

び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）	
---	--

」

「

高圧法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの

を

「

高圧法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの
（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。）

に

」

」

改め、同表の5の項中「（昭和42年法律第149号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

堺市消防手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を踏まえ、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく貯蔵所の設置等に係る許可及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく高圧ガスの製造の許可に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(議案第 27 号説明資料)

堺市水道事業給水条例の一部改正について

1 改正の趣旨

水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するものであること。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 事件名 車両撤去土地明渡請求事件

2 当事者 原告 堺市

被告 大阪市生野区*****

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、原告所有の土地堺市堺区大浜北町3丁1番にある被告所有の車両を撤去し土地を明け渡せ。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

4 訴訟提起先

大阪地方裁判所堺支部

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解その他本件の処理に関する事項は、市長に一任する。

訴えの提起について

令和5年3月に市有地内(所在地 堺市堺区大浜北町4丁1-1)に車両が無断で放置されていることが判明したため、当該車両に撤去を促す警告書を貼付したが、撤去されることはなかった。

当該車両については、警察署への照会により盗難にあったものではないこと及び軽自動車検査協会への照会により被告が所有者であることの確認ができた。そこで、被告に対し当該車両の撤去を求める書面を複数回送付したが、何ら応答はなく、当該車両が撤去されることはなかった。

令和5年7月、車両は工事の進捗に影響する状況になり、市有地内の場所(所在地 堺市堺区大浜北町3丁1番)に移動させている。

上記市有地は、大浜北町市有地活用事業で工事を進めている土地であり、車両は事業の支障となっている。そこで、速やかに撤去を完了させるべく、被告に対し、車両の撤去及び土地の明渡しを求める訴えを提起するものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の 名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立美原総合スポーツセンター	東京都品川区東品川 4丁目10番1号	みはら未来創造パートナーズ	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
	(代表団体) 東京都品川区東品川 4丁目10番1号	(代表団体) コナミスポーツ株式会社	
	(他の構成団体) 大阪市中央区難波2 丁目2番3号	(他の構成団体) 近鉄ファシリティーズ株式会社	
	(他の構成団体) 堺市東区日置荘西町 3丁目5番2号	(他の構成団体) 株式会社アカツキ	

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの指定管理者としてみはら未来創造パートナーズを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
みはら未来創造パートナーズ	令和 5 年 11 月 30 日	堺市立美原総合スポーツセンターの管理運営	堺市立美原総合スポーツセンターの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成 20 年条例第 45 号）第 15 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 15 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、当該施設の特性を十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立美原総合スポーツセンターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市北区梅田1丁目11番4-2100号 大阪駅前第4ビル21階

堺市民スポーツ推進共同事業体

(代表団体)

大阪市北区梅田1丁目11番4-2100号 大阪駅前第4ビル21階

株式会社エヌ・エス・アイ

(他の構成団体)

兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

アシックススポーツファシリティーズ株式会社

(他の構成団体)

大阪市北区天満橋1丁目8番30号

グローブシップ株式会社大阪支店

②東京都品川区東品川4丁目10番1号

みはら未来創造パートナーズ

(代表団体)

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

(他の構成団体)

大阪市中央区難波2丁目2番3号

近鉄ファシリティーズ株式会社

(他の構成団体)

堺市東区日置荘西町3丁5番2号

株式会社アカツキ

(2) 選定経過

令和5年7月10日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和5年10月2日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(再公募における選定基準等の審議)

令和5年12月26日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守
委員 公認会計士 下久保 清美
委員 大阪体育大学准教授 徳山 友
委員 関西大学教授 西山 哲郎
委員 大阪公立大学教授 横山 久代

(4) 審査結果表

条例に定める指 定の要件	審査項目	配点	堺市民スポ ーツ推進共 同事業体	みはら未来 創造パート ナーズ
(1) 事業計画が市 民の平等利用 その他の観点 から適切なも のであること。 (堺市立美原総 合スポーツセ ンター条例第 15条第3項第1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50点	37点	37点

<p>(2) 事業計画を確 実かつ安定的 に実施するに 足りる経理的 基礎その他の 経営に関する 能力を有する こと。 (堺市立美原総 合スポーツセ ンター条例第 15条第3項第2 号)</p>	<p>①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績</p>	50 点	36 点	38 点
<p>(3) 利用者の意思 及び人権を尊 重し、常にその 立場に立った サービスが提 供できること。 (堺市立美原総 合スポーツセ ンター条例第 15条第3項第3 号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズ の把握 ②個人情報保護、情報公 開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング 計画</p>	50 点	36 点	36 点
<p>(4) 効果的かつ効 率的な管理を 実施できるこ と。 (堺市立美原総 合スポーツセ ンター条例第 15条第3項第4 号)</p>	<p>①休館(場)日、開館(場) 時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の 考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時 対策 ⑥施設設備・器具备品等 の維持管理及び第三 者への業務委託に関 する考え方 ⑦トレーニング機器等 の調達・設置提案</p>	100 点	73 点	71 点

<p>(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立美原総合スポーツセンター条例第15条第3項第5号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画</p>	100点	70点	74点
<p>(6)管理経費の削減が図られること。 (堺市立美原総合スポーツセンター条例第15条第3項第6号)</p>	<p>①経費削減の考え方と方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	70点	54点	41点
<p>(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立美原総合スポーツセンター条例第15条第3項第7号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 環境問題への取組 ④市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	50点	34点	33点
	合計点	500点	340点	350点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の 名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立美原体育館	堺市美原区多治井 878 番地 1	特定非営利活動法人 美原体育協会	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
堺市美原多治井運動広場			
堺市美原みの池運動広場			
堺市美原さつき野運動広場			
堺市美原 B&G 海洋センター			

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立美原体育館、堺市美原多治井運動広場、堺市美原みの池運動広場、堺市美原さつき野運動広場及び堺市美原 B&G 海洋センター（以下これらを「堺市立美原体育館等」という。）の指定管理者として特定非営利活動法人美原体育協会を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
特定非営利活動法人美原体育協会	平成 13 年 7 月 27 日	健康で明るい住民の育成に寄与すること。	堺市立美原体育館等の指定管理者	公募

3 選定の理由

堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）第 16 条第 1 項、堺市スポーツ施設条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 15 条第 1 項及び堺市美原 B&G 海洋センター条例（平成 16 年条例第 115 号）第 17 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会において堺市立体育館条例第 16 条第 3 項、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項及び堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市のスポーツ振興及び当該施設の管理運営について十分に理解し、公共施設の管理運営実績、利用者サービスの向上につながる取組等、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を有すると考えられることなどから、条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立美原体育館等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市美原区多治井 878 番地 1

特定非営利活動法人美原体育協会

(2) 選定経過

令和 5 年 7 月 10 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 5 年 10 月 2 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

令和 5 年 10 月 16 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(再公募における選定基準等の審議)

令和 5 年 12 月 26 日 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会

(再公募における書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 永田 守

委員 公認会計士 下久保 清美

委員 大阪体育大学准教授 徳山 友

委員 関西大学教授 西山 哲郎

委員 大阪公立大学教授 横山 久代

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	特定非営利活動法人美原体育協会
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 1 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 1 号、堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50 点	33 点

<p>(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 2 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 2 号、堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 2 号)</p>	<p>①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績</p>	50 点	34 点
<p>(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 3 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 3 号、堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 3 号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	50 点	27 点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 4 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 4 号、堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 4 号)</p>	<p>①休館(場)日、開館(場)時間の考え方 ②利用料金の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④苦情対応の考え方 ⑤危機管理及び非常時対策 ⑥施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方 ⑦トレーニング機器等の調達・設置提案</p>	100 点	64 点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 5 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 5 号、堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業①の実施計画 ④自主事業②の実施計画</p>	100 点	65 点

<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 6 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 6 号、堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方と方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	70 点	33 点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立体育館条例第 16 条第 3 項第 7 号、堺市スポーツ施設条例第 15 条第 3 項第 7 号、堺市美原 B&G 海洋センター条例第 17 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組</p>	50 点	34 点
	<p>⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)</p>	30 点	20 点
合計点		500 点	310 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立農業公園 「加工体験施設」	堺市南区鉢ヶ峯寺 2405 番地の 2	株式会社堺ファーム	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立農業公園「加工体験施設」の指定管理者として株式会社堺ファームを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 堺ファーム	平成 11 年 7 月 28 日	農業公園の運営を通じ堺市の農業振興と地域振興に寄与することを目的とする。	農業公園の建設及び管理運営	非公募

3 選定の理由

公共施設（堺市立農業公園）と民間施設で構成するハーベストの丘の運営は農業振興と集客事業を複合的に推進する必要があると、円滑な事業運営を図るには地元農業団体、民間事業者の経営ノウハウの活用が欠かせないものであることから、平成 10 年 11 月に堺市と当該団体の出資法人との間で「(仮称) 緑のミュージアムの整備運営に関する基本協定」を締結した。

この基本協定においては、共同してハーベストの丘を設置することを約定し、公共施設と民間施設の設置及び運営管理の役割分担を定めている。

加えて、公共施設のうち加工体験施設は民間施設と入園ゲートを共有していることや入園者が両施設を一つの施設として利用していることから、広報、営業活動も含めて一体的な管理運営が不可欠である。

また、施設の管理運営を行うに当たっては、堺市と当該団体の出資法人及び堺市農業協同組合が経営参画する株式会社堺ファームを設立し、互いに連携協調し事業を推進してきた経緯がある。

さらに、株式会社堺ファームは農産物加工や製造等の特殊技術及び集客ノウハウを有し、開設当初から加工体験施設の管理運営にかかわってきた実績や民間施設を運営して

きた実績がある。

以上のように、加工体験施設の管理運営に関する実績等及び加工体験施設と民間施設の特異性を勘案すると、本市が出資した法人である当該団体を加工体験施設の指定管理者として更新するのが最も適切であり、他の団体ではこのような連携協調した管理運営は望めないものとする。

このことを踏まえ、堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第19条第1項第1号の規定に基づき、当該団体について堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において同条例第19条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体は、近隣農家等との連携強化や周辺地域の自然環境等を勘案した事業などを提案し、良好な評価を得た。

以上のことから、当該団体はこれまでの実績から当施設の管理運営能力を十分に有しており、設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市南区鉢ヶ峯寺 2405 番地の 2

株式会社堺ファーム

(2) 選定経過

令和5年11月6日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年1月17日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 高野山大学特任教授 今西 幸蔵

委員 弁護士 櫛田 和代

委員 NPO 法人食と農の研究所理事 中塚 華奈

委員 公認会計士 西村 智子

委員 大阪成蹊大学准教授 原田 弘之

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 堺ファーム
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50 点	41 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50 点	25 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	75 点	52 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 4 号)	①開園時間及び休園日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	75 点	59 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	100 点	73 点
(6) 周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 6 号)	①自然環境への考え方 ②自然環境との共生の考え方	50 点	40 点
(7) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 7 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	45 点	35 点

<p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 8 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、環境マネジメント）</p>	<p>55 点</p>	<p>31 点</p>
<p>合計点</p>		<p>500 点</p>	<p>356 点</p>

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立農業公園 「交流施設」	堺市西区上野芝町 2丁1番1号	堺市農業協同組合	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立農業公園「交流施設」の指定管理者として堺市農業協同組合を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
堺市農業協同組合	昭和 44 年 3 月 1 日	農業生産の振興を旨とし、組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上を図る。	指導事業（営農指導・農政活動・くらしの活動）、購買事業、販売事業、信用事業、共済事業	公募

3 選定の理由

堺市立農業公園条例（平成 12 年条例第 21 号）第 19 条第 1 項第 2 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 19 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市の農業振興施策及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を發揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立農業公園「交流施設」の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市西区上野芝町 2 丁 1 番 1 号

堺市農業協同組合

(2) 選定経過

令和5年11月6日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和6年1月17日 堺市産業振興局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 高野山大学特任教授 今西 幸蔵

委員 弁護士 櫛田 和代

委員 NPO 法人食と農の研究所理事 中塚 華奈

委員 公認会計士 西村 智子

委員 大阪成蹊大学准教授 原田 弘之

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	堺市農業協同組合
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	50 点	42 点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	50 点	43 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	50 点	37 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 4 号)	①休園日、開園時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	75 点	59 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③堺産農産物の販売促進及び担い手農業者の確保育成についての考え方 ④サービス向上、施設の活性化についての考え方 ⑤自主事業の実施計画	150 点	109 点
(6) 周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 6 号)	①自然環境への考え方 ②自然環境との共生の考え方	25 点	21 点
(7) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 7 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	45 点	17 点

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立農業公園条例第 19 条第 3 項第 8 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	55 点	29 点
合計点		500 点	357 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市鳳公園	堺市西区鳳北町 10 丁 118 番地	NPO 法人クリーン鳳	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市鳳公園の指定管理者として NPO 法人クリーン鳳を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
NPO 法人ク リーン鳳	平成 18 年 4 月 4 日	地域住民が主体的に公共施設の運営、維持、管理への参画や地域における安全活動を行うこと等により地域住民の自主的なまちづくり活動の促進を図り、併せて地域通貨を発行、流通させる事業を行うことにより経済の発展を図り地域住民の理想とする社会の実現と地域経済活性化に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none">・鳳公園の管理運営業務・小学校の来訪者受付業務・小学校の開錠・施錠業務	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市鳳公園の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

堺市西区鳳北町 10 丁 118 番地

NPO 法人クリーン鳳

(2) 選定経過

令和 5 年 7 月 27 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

令和 5 年 12 月 1 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪公立大学大学院准教授 中村 彰宏

委員 奈良県立大学教授 井原 縁

委員 追手門学院大学准教授 今堀 洋子

委員 弁護士 千葉 輝頭

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	NPO 法人クリーン鳳
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	75 点	54 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	35 点	19 点

<p>(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)</p>	<p>①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報の保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画</p>	50 点	32 点
<p>(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)</p>	<p>①人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ②利用料金の考え方 ③苦情対応の考え方 ④非常時対策（災害時を除く）</p>	100 点	65 点
<p>(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)</p>	<p>①目標設定 ②目標達成の方策 ③災害時対策 ④自主事業の実施計画</p>	100 点	66 点
<p>(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)</p>	<p>①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減</p>	60 点	30 点
<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	80 点	46 点
合計点		500 点	312 点

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市大仙公園日本庭園	大阪市北区堂山町 14番20号	大仙公園日本庭園管理グループ	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
	(代表団体)	(代表団体)	
	大阪市北区堂山町 14番20号	大阪造園土木株式会社	
	(他の構成団体)	(他の構成団体)	
	大阪市西区江戸堀1 丁目8番14号	株式会社日比谷アメ ニス大阪支店	
	(他の構成団体)	(他の構成団体)	
	大阪市天王寺区石ヶ 辻町3番12号	株式会社庭樹園	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市大仙公園日本庭園の指定管理者として大仙公園日本庭園管理グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
大仙公園日本庭園管理グループ	令和 5 年 10 月 1 日	堺市大仙公園日本庭園の管理運営	堺市大仙公園日本庭園の管理運営を目的に設置された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市大仙公園日本庭園の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 60 号

NANKAI 堺-BPT グループ

(代表団体)

大阪府中央区難波 5 丁目 1 番 60 号
南海ビルサービス株式会社

(他の構成団体)

堺市堺区東上野芝町 1 丁 4 番地 3
公益財団法人堺市公園協会

(他の構成団体)

大阪府浪速区難波中 1 丁目 10 番 4 号
株式会社南海国際旅行

②大阪府北区堂山町 14 番 20 号

大仙公園日本庭園管理グループ

(代表団体)

大阪府北区堂山町 14 番 20 号
大阪造園土木株式会社

(他の構成団体)

大阪府西区江戸堀 1 丁目 8 番 14 号
株式会社日比谷アメニス大阪支店

(他の構成団体)

大阪府天王寺区石ヶ辻町 3 番 12 号
株式会社庭樹園

(2) 選定経過

令和 5 年 7 月 27 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 5 年 12 月 1 日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 大阪公立大学大学院准教授 中村 彰宏

委員 奈良県立大学教授 井原 縁

委員 追手門学院大学准教授 今堀 洋子

委員 弁護士 千葉 輝頭

委員 公認会計士 西村 智子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	NANKAI 堺-BPT グループ	大仙公園 日本庭園 管理グル ープ
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	① 管理の基本方針 ② 平等利用・安全の確保	50点	39点	46点
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	① 安定的な経営資源 ② 財務規模、組織状況 ③ 事業実績	50点	39点	40点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	① 利用者・利用者ニーズの把握 ② 個人情報の保護、情報公開の考え方 ③ 人権尊重の考え方 ④ 障害者等への考え方 ⑤ 広報・モニタリング計画	50点	39点	41点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	① 休園日、開園時間の考え方 ② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③ 利用料金の考え方 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策	75点	58点	64点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	① 目標設定 ② 目標達成の方策 ③ 集客、啓発及び広報等の実施計画 ④ 景観の保全計画 ⑤ 自主事業の実施計画	125点	87点	114点

(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	① 経費削減の考え方・方法 ② 収支計画 ③ 指定管理料の削減	70点	39点	38点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組 ⑤ 市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	80点	48点	35点
合計点		500点	349点	378点

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更について、次の規約案をもって大阪府と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の一部を改正する規約案

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約（平成 18 年 11 月 21 日総務大臣届出）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 35 号説明資料)

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の変更に関する協議について

堺市が大阪府に委託している児童自立支援施設に関する事務について、その委託期間の条項を削除する協議を行うものであること。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約の金額 12,793,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 *****

弁護士 田上 智子

[根拠]

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

ＰＦＩによる（仮称）堺市立第 1 学校給食センター 整備運営事業に係る事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 (仮称) 堺市立第 1 学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、
開業準備、維持管理及び運営
- 2 契約の相手方 堺市北区南花田町 36 番地 1
株式会社堺スクールランチパートナーズ
代表取締役 岩東 光男
- 3 契約金額 変更前 20,562,145,683 円
うち取引に係る消費税額等 1,869,285,971 円
変更後 20,905,275,538 円
うち取引に係る消費税額等 1,900,479,594 円
- 4 仮契約の日 令和 6 年 1 月 26 日

[根 拠]

特定事業契約を締結する場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

P F I による（仮称）堺市立第 2 学校給食センター 整備運営事業に係る事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 (仮称) 堺市立第 2 学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、
開業準備、維持管理及び運営
- 2 契約の相手方 堺市堺区東雲西町 4 丁 2 番 2 号
株式会社堺第 2 学校給食サービス
代表取締役 山本 徳憲
- 3 契約金額 変更前 9,635,891,144 円
うち取引に係る消費税額等 875,990,104 円
変更後 9,797,020,110 円
うち取引に係る消費税額等 890,638,191 円
- 4 仮契約の日 令和 6 年 1 月 26 日

[根 拠]

特定事業契約を締結する場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根拠]

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地	付記
㊦471	桃山台137号線	南区桃山台2丁5番2地先 南区桃山台2丁5番2地先		路線再編成
㊦739	大饗44号線	美原区大饗191番12地先 美原区大饗191番14地先		開発に伴う寄付
7704	深井畑山33号線	中区深井畑山町239番11地先 中区深井畑山町239番25地先		都市計画法第39条による 帰属
㊦740	大美野201号線	東区大美野67番27地先 東区大美野67番23地先		”
㊦600	上86号線	西区上608番51地先 西区上608番44地先		”
㊦358	草部229号線	西区草部829番7地先 西区草部830番2地先		”
㊦1067	原田29号線	西区原田236番1地先 西区原田167番8地先		”
㊦974	菱木242号線	西区菱木1丁2289番7地先 西区菱木1丁2289番13地先		”
㊦887	三原台87号線	南区三原台2丁5番74地先 南区三原台2丁5番65地先		”

市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
1372	桃山台132号線	南区桃山台2丁5番2地先 南区桃山台2丁1番9地先		梅・美木多駅前 北広場再整備工 事に伴う廃止

市道認定路線図

60-23 >

整理番号 ㊦471

市立桃山台小学校

桃山台 2丁

西原公園

西原公園運動場

西原公園運動場

西原公園運動場

西原公園運動場

牛石古墳

桃山台137号線

西原公園

市立桃山台
児童館

桃山台 1丁

市立桃山台
児童館
児童センター

5-2

5-2

桃山台 2丁

市立桃山台
児童館
児童センター

大原町
市立児童館

福・美大夢駅

榎尾

原山台

凡
例



認定道路

市道認定路線図

36-11

整理番号 才739

北余部

大饗44号線

191-12

191-14

大饗

市立八上小学校

北余部

凡例

●→ 認定道路

市立美原四甲中学校

市道認定路線図

41-22

整理番号 7704

深井畑山町

第12号
線の広場

深井畑山33号線

239-11

239-25

深井畑山町

パルク
ビル

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 才740

大美野
公園

大美野201号線

67-27

67-23

大美野

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

47-06

整理番号 九600

上86号線

608-51

608-44

取石 7丁目

取石 7丁目

取石 7丁目

上

原田

草部
公園

原田

原田

草部

原田

凡例



認定道路

市道認定路線図

47-19

整理番号 7358

草部229号線

829-7

830-2

草部

万福自法堂

葭木 1丁

葭木 2丁

市立福泉小学校

木 2丁



市道認定路線図

47-11

整理番号 ハ1067

府立鳳高等学校

原田29号線

236-1 草部
167-8

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 七974

菱木 1丁

菱木242号線

2289-7

2289-13

サントリナ公園

菱木 1丁

菱木
サザンウッド
公園

社会医療法人生長会
ヘルキッテン

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

55-14

整理番号 3887

三原台 2丁

三原台 2丁

三原台

田園墓地

田園
メモリアル

三原台87号線

5-74

5-85

三原台 2丁

三原台 2丁

竹城台 1丁

泉ヶ丘勤労者
体育センター

凡例

→ 認定道路

市道廃止路線図

60-23

整理番号 ㊦372

市立桃山台小学校

桃山台 2丁

西原公園

西原公園運動場

西原公園運動場

西原公園運動場

西原公園運動場

牛石古墳

桃山台 1丁

桃山台132号線

5-2

桃山台 2丁

1-9

大塚南
小塚南

南、東、西

原山台 2丁

原山台 2丁

凡
例

←→ 廃止道路

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の 同意について

次のとおり、事業の一部を変更することについて同意する。

- 1 同意申請者 大阪市北区中之島 3-2-4

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 吉田 光市

- 2 事業変更の内容

阪神高速道路株式会社が、平成 18 年 3 月 31 日付け国道有第 137 号で許可を受けた後、令和 5 年 1 月 30 日付け国道高第 220 号で変更の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

4. 料金の額及びその徴収期間

「別紙 3」

を

「別紙 3 を別添のとおり改める。ただし、〔6〕を除いては令和 6 年 6 月 1 日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。」に改める。

[根 拠]

道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

<別添>

(別紙3)

料金の額及びその徴収期間

〔1〕 基本料金の額

阪神高速道路（本文記1に掲げる路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一. 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、250円とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の利用距離は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

(注)

A 利用距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一に定める額を適

用する時点において供用されていない出入口等に関する利用距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

- a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行したときの最短経路により算出した距離を利用距離とする。
- b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を利用距離とする。
- c: 実際に通行した阪神高速道路の入口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）及び阪神高速道路の出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）による利用距離に比して、当該入口の直前の入口等又は当該出口の直後の出口等を採用した場合の利用距離が短くなる場合については、当該直前の入口等又は当該直後の出口等を利用したものとして利用距離を適用する。ただし、実際に通行した入口等及び出口等が、当該利用距離を適用する入口等及び出口等相互間の最短経路上に存在する経路に限る。
- d: 記〔7〕により通行する場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。なお、記〔7〕により通行する場合の経路〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕は、aに規定する出入口等の相互間の経路に含めない。

B 現金車〔E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びE T C車以外の自動車であって、E T C専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）

第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。]のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。]は、入口等から利用可能(記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。)な最遠の出口等までの距離(別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離)を利用距離とする。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L R + F$ (単位：円)

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離(単位：キロメートル)

R：1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

F：利用1回に対して課する固定額(単位：円)

(3) 料金調整

① 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算した利用距離に応じて、記〔1〕一並びに二(1)及び(2)又は記〔2〕により算出された料金の額を徴収する。

② 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

阪神高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線

規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる阪神高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

〔2〕 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入した場合において、当該出入口等から退出できずにやむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を利用距離とし、記〔1〕二（2）の計算式により算出した額とする。

ただし、別添3に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離を利用距離とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、下表1の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

また、適用した料金の額が下表に掲げる額を超える場合は、下表2の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表2

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

（注）

別添2又は別添3に掲げる出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

二. 特例措置

- （1）記〔4〕二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額に対して、記〔4〕二に定める割引を適用した額を料金の額とする。
- （2）記〔4〕十二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額が記〔4〕十二の表2に掲げる割引後の額を超える場合は、記〔4〕十二の表2に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。

〔3〕 特別の措置

一. 下限料金の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合は、記〔1〕にかかわらず、下表1の車種区分に応じた料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444

特大車	499.0740
-----	----------

(注)

A 現金車は、入口等から利用可能な最速の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を利用距離とし、その利用距離に応じて料金の額を適用する。

ただし、記〔1〕に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表1の料金の額を適用する。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

二. (略)

三. (略)

〔4〕基本料金及び特別の措置における割引

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車

(2) 割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表1の車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

車種区分	割引後の額（円）
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。〕又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

三. ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔3〕二（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は39%以下とする。

四. 環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。）する自動車〔ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち摩耶出入口から西宮IC出入口までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線、大阪府道高速大阪西宮線、一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）又は一般国道43号（名神湾岸連絡線）を通行する場合は除く。〕並びに大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち天保山出入口から鳴尾浜出入口までの区間の全部又は一部の区間及び大阪府道高速道路淀川左岸線のうち北港JCT（淀川左岸舞洲出入口を含む。）から大開出入口までの区間の全部又は一部の区間を通行する自動車（た

だし、当該区間のみを通行する場合に限る。) で、次に掲げるもの

- ① 大型車及び特大車
- ② 中型車のうちE T Cコーポレートカード(会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。)を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車(以下、(2)において「登録中型車」という。)

ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(2) 割引率等

① 割引率

割引率は30%とする。ただし、下表1に掲げる利用区間を通行する場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引率を適用する。

表1

利用区間	割引率	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から南芦屋浜出入口までの一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港JCTから大開出入口までの区間を越えて連続して通行(記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。)する場合。ただし、大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくうJCTまでの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	15%	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮浜出入口を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港JCTから大開出入口までの区間を越えて連続して通行する場合	10%	
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくうJCTまでの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間と連続して通行(記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。)する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合は除く。		

② 割引後の額

下表2に掲げる利用区間を通行する場合においては、記①本文の割引率を適用した割引後の額が下表2に掲げる区分に応じた割引後の額を超える場

合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引後の額を適用する。

表 2

利用区間	割引後の額（円）	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎末広出入口（東行出口及び西行入口に限る。）又は尼崎東海岸出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち南芦屋浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合	933.333	466.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から鳴尾浜出入口までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	666.666	333.333
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ及び鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	533.333	266.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ又は鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部若しくは一部の区間のみを通行する場合	266.666	133.333

五. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔3〕二(1)の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① 車両単位割引

イ 記(1)の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとに徴収する料金の額の1ヵ月の合計額に応じて、下表1に掲げる割引率を適用する。ただし、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和14年3月31日までの間にあっては、下表1にかかわらず、下表2に掲げる割引率を適用する。

ロ 平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和14年3月31日までの間〔ただし、下表3の兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道2号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間にあつては、一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）の供用開始の期日の前日までの間に限る。〕においては、イに加えて、同表に掲げる路線のみの通行（同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。）に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表4に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表1

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

表2

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	20%
30,000円を超える部分	25%

表3

路線名
大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原JCTまでの区間
大阪府道高速湾岸線
大阪府道高速大和川線
大阪府道高速淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道2号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線

神戸市道高速道路2号線
兵庫県道高速北神戸線
神戸市道高速道路北神戸線

表4

月間要件通行利用金額	割引率
10,000円以下の部分	0%
10,000円を超える部分	10%

② 契約単位割引

イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあつては、利用者の月間利用額の合計額に対し、10%の割引率を適用する。

ロ この割引は令和14年3月31日までとする。

六. (略)

七. (略)

八. 大阪都心迂回利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、下表1の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する(A)、(B)及び(C)に掲げる区間(ただし、(A)に記載が無い場合は(B)及び(C)に掲げる区間)の各区間を連続して通行〔記〔7〕により通行する場合の通行〔ただし、神戸市道生田川箕谷線(全線を通行する経路に限る。)と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕を除く。以下同じ。〕する自動車

表1

	(A)	(B)	(C)
1	<p>高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジまで</p>	<p>高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから松原ジャンクションまで</p>	<p>大阪府道高速大阪松原線の松原 J C T から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで（ただし、大阪府道高速大和川線の全線を通行する場合に限る。）</p>
2	—		
3	—	<p>高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジ（ただし、吹田インターチェンジを除く。）から松原ジャンクションまで</p>	
4	<p>一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち利用するインターチェンジ〔ただし、E T C 2. 0 車は、ジャンクション（他道路との接続部を</p>	<p>高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち門真ジャンクションから松原ジャンクションまで</p>	

	含む。)を含む。] から門 真ジャンクションまで		
5	—	高速自動車国道近畿自動車 道天理吹田線（近畿自動車 道）の守口ジャンクション から東大阪ジャンクション までの区間のうち利用する インターチェンジから松原 ジャンクションまで	
6	大阪府道高速大阪東大阪線 の一般国道 163 号（第二阪 奈道路）との接続部から東 大阪 J C T までの区間のう ち利用する出入口等から東 大阪 J C T まで	高速自動車国道近畿自動車 道天理吹田線（近畿自動車 道）のうち東大阪ジャンク ションから松原ジャンクシ ョンまで	

(2) 割引後の額

上表 1 の (A)、(B) 及び (C) に掲げる区間（ただし、(A) に記載が無い場合は (B) 及び (C) に掲げる区間）を連続して通行する場合の料金の額の合計額が、次の額を超える場合は、次の額を西日本高速道路株式会社及び会社の割引後の額の合計額とする。

下表 2 のうち上表 1 と同一の項（ただし、項 1 については項 1-1 又は項 1-2、項 2 については項 2-1 又は項 2-2 の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する (D) 及び (E) に掲げる区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額が低い項）の (D) 及び (E) に掲げる区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額

(注) 記〔4〕八における西日本高速道路株式会社及び会社が管理する道路の料金の額は、道路整備特別措置法第 3 条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度（ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。）を適用した額と

する。

表 2

		(D)	(E)
1	1-1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の豊中インターチェンジまで	大阪府道高速大阪池田線の豊中南（名神）出入口から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
	1-2	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション（名神）までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線の守口 JCT から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
2	2-1	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジから豊中インターチェンジま	大阪府道高速大阪池田線の豊中南（名神）出入口から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出

		で	入口等まで
	2-2	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線の守口 J C T から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
	3	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の吹田インターチェンジから守口ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線の守口 J C T から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
	4	一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち利用するインターチェンジ〔ただし、E T C 2. 0 車は、ジャンクション（他道路との接続部を含む。）を含む。〕から門真ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線の東大阪 J C T から大阪府道高速湾岸線の三宝出入口以南の利用する出入口等まで
	5	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の守口ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから東大阪ジャンクションまで	
	6	大阪府道高速大阪東大阪線の一般国道 163 号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪 J C T までの区間のうち利用する出入口等から東大阪 J C	

	Tまで	
--	-----	--

九. (略)

十. 短距離区間利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、入口等Aから当該入口等Aの直後の出口等Bまでの利用距離が4.3 km以下である区間を通行する自動車。なお、当該Bを入口等として当該Aを出口等として通行する場合において、当該B A区間（BからA方向に通行する間に他の出口がある場合も含む。）においても当該割引を適用する。ただし、記〔3〕二（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が、記〔3〕一の表1に掲げる車種区分に応じた料金の額を超える場合は、当該料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(3) 実施する期間

この割引は令和14年3月31日までとする。

十一. (略)

十二. (略)

十三. 深夜割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に最初の入口等に流入する自動車。ただし、記〔3〕二（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

20%とする。

十四. 大和川線・堺線乗継割引

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、出入口等から大阪府道高速大和川線鉄砲（西行）出入口又は鉄砲（東行）出入口までと大阪府道高速大阪堺線住之江出入口から出入口等までを引き続いて通行する自動車（ただし、住之江出入口と鉄砲（西行）出入口又は鉄砲（東行）出入口の間を会社が別に定める時間内に通行する場合に限る。また、会社が別に定める日までの間にあつては、午前6時から午後8時までの間に再流入入口を通行する場合を除く。）

(2) 割引内容

E T Cシステムに（1）に定める通行実績を記録したE T C車について、これを1回の通行とみなし、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。

(3) 実施する期間

この割引は令和14年3月31日までとする。

十五. (略)

十六. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記（1）から記（4）までの内容について、事前に国土

交通大臣に届出をする。

十七．有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記(1)から記(4)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十八．割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げ

に係る割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割引及び大和川線・堺線乗継割引（以下「障割重複割引等」という。）に限るものとし、障割重複割引等を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引との重複適用のない割引（以下「非重複割引等」という。）を適用した場合の方が低い額になる場合は、非重複割引等を適用する。

(2) ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割引、深夜割引及び大和川線・堺線乗継割引（以下「路バス重複割引等」という。）に限るものとし、路バス重複割引等を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。なお、ETC路線バス割引と重複適用のない割引との割引適用の順序はETC路線バス割引を優先とする。

(3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、事業者向け大口・多頻度割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割

引、神戸都心迂回利用割引、短距離区間利用割引、池田線時間帯割引、西大阪線端末区間割引、深夜割引、大和川線・堺線乗継割引及び関西国際空港方面割引相互間の重複適用関係等については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

○・・・重複適用あり

×・・・重複適用なし

－・・・重複し得ない

	上限												
環境	○	環境											
大口	○	○	大口										
大流	－	－	○	大流									
神流	－	－	○	－	神流								
大迂	○	－	○	－	－	大迂							
神迂	○	－	○	－	－	－	神迂						
短距	－	×	○	－	○	○	○	短距					
池田	－	－	○	－	－	－	－	×	池田				
西大	－	－	○	－	－	－	－	×	－	西大			
深夜	○	○	○	○	○	○	○	○	－	×	深夜		
乗継	○	○	○	×	×	×	×	－	－	－	○	乗継	
関空	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	×	関空

(注)「上限」は上限料金の引下げに係る割引、「環境」は環境ロードプライシング割引、「大口」は事業者向け大口・多頻度割引、「大流」は大阪都心流入割引、「神流」は神戸都心流入割引、「大迂」は大阪都心迂回利用割引、「神迂」は神戸都心迂回利用割引、「短距」は短距離区間利用割引、「池田」は池田線時間帯割引、「西大」は西大阪線端末区間割引、「関空」は関西国際空港方面割引、「深夜」は深夜割引、「乗継」は大和川線・堺線乗継割引をそれぞれ指すものとする。

② 割引適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	大和川線・堺線乗継割引
2	上限料金の引下げに係る割引
3	環境ロードプライシング割引
4	短距離区間利用割引又は池田線時間帯割引若しくは西大阪線端末区間割引を比較して割引後の額が低い額となる割引又は関西国際空港方面割引
5	大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引又は神戸都心迂回利用割引
6	深夜割引
7	事業者向け大口・多頻度割引

〔5〕消費税等の取扱い及び料金の単位

次の各号に掲げる額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

- 一. 記〔1〕二（2）に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 二. 記〔2〕一並びに〔3〕一、二（2）、（3）及び三に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 三. 記〔4〕一、四、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四及び十五に定める割引を適用した額（記一、四、七、八、九、十、十一、十二及び十五に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）

〔6〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和53年3月31日までとする。

〔7〕 その他

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出入口等を通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はE T Cシステムに当該通行実績を記録したE T C車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを1回の通行とみなす。（ただし、乗継券の提出による乗継は、会社が別に定める出入口等をE T C専用施設のみが設置された出入口等に変更するときまでとする。）なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（大浜出入口以南）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（摩耶出入口以西）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線 又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（堂島入口以東）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをE T C車で通行する場合に限る。

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして阪神高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行す

		るもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（又ニに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線・一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）

（4号・5号湾岸線）

							泉佐野南	りんくう JCT
						泉佐野北 (ETC)	-	-
					貝塚(南 行)	1.9	4.1	5.0
			岸和田南 (南行) (ETC)	貝塚(北 行)	-	-	-	-
		岸和田南 (北行) (ETC)	-	0.9	-	4.4	6.6	7.5
	岸和田北	-	-	-	-	-	-	-
		3.2	-	5.3	-	8.8	11.0	11.9
泉大津(南行)	2.3	5.5	-	7.6	-	11.1	13.3	14.2
泉大津(北行)(ETC)	-	-	-	-	-	-	-	-
助松	5.0	8.2	-	10.3	-	13.8	16.0	16.9
高石(ETC)	6.8	10.0	-	12.1	-	15.6	17.8	18.7
浜寺(ETC)	-	-	-	-	-	-	-	-
石津	10.3	13.5	-	15.6	-	19.1	21.3	22.2
出島	-	-	-	-	-	-	-	-
大浜	13.1	16.3	-	18.4	-	21.9	24.1	25.0
三宝・三宝JCT	15.7	18.9	-	21.0	-	24.5	26.7	27.6
南港南	18.2	21.4	-	23.5	-	27.0	29.2	30.1
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	24.4	27.6	-	29.7	-	33.2	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港JCT	26.5	29.7	-	31.8	-	35.3	37.5	38.4
中島	29.1	32.3	-	34.4	-	37.9	40.1	41.0
尼崎東海岸	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎末広	31.4	34.6	-	36.7	-	40.2	42.4	43.3
鳴尾浜	33.6	36.8	-	38.9	-	42.4	44.6	45.5
甲子園浜(ETC)	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜(ETC)	36.9	40.1	-	42.2	-	45.7	47.9	48.8
西宮浜JCT(仮称)	37.1	40.3	-	42.4	-	45.9	48.1	49.0
南芦屋浜(ETC)	-	-	-	-	-	-	-	-
深江浜(ETC)	40.6	43.8	-	45.9	-	49.4	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	43.1	46.3	-	48.4	-	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	43.9	47.1	-	49.2	-	52.7	54.9	55.8
六甲アイランド西(仮称)	-	-	-	-	-	-	-	-
ポートアイランド東(仮称)	49.1	52.3	-	54.4	-	57.9	60.1	61.0
ポートアイランド西(仮称)	-	-	-	-	-	-	-	-
駒栄(仮称)	58.0	61.2	-	63.3	-	66.8	69.0	69.9
湊川JCT	58.4	61.6	-	63.7	-	67.2	69.4	70.3

神戸市道高速道路湾岸線

(相互利用区間) (略)

大阪市道高速道路淀川左岸線・一般国道1号(淀川左岸線延伸部)

(2号淀川左岸線) (略)

大阪府道高速大和川線

(6号大和川線)

						三宅西	三宅JCT
							0.6
				常磐(東行)	天美	-	-
			常磐(西行)		1.5	-	3.4
		鉄砲(東行)			-	-	-
			3.1	-	5.7	-	7.6
	鉄砲(西行)				-	-	-
三宝・三宝JCT	1.4	-	5.2	-	7.8	-	9.7

兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線

(7号北神戸線・北神戸線(北延伸線)) (略)

神戸市道高速道路2号線

(31号神戸山手線) (略)

神戸市道生田川箕谷線

(32号新神戸トンネル) (略)

一般国道43号

(名神湾岸連絡線) (略)

別添3 (略)

(議案第 40 号説明資料)

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の 同意について

阪神高速道路株式会社が国土交通大臣から道路整備特別措置法による事業許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」のうち、「料金の額及びその徴収期間」を改めることについて同社より申請があり、当該高速道路の道路管理者として同意するものである。

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部クリーンセンター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
1	6.1.5	456,000	堺市東区高松 215-1	株 式 会 社 ふくろうハウス 代 表 取 締 役 福 留 優 子	令和5年9月20日(水) 午前9時30分ごろ、堺市 北区長曾根町 183-5 堺市 産業振興センター第一駐 車場において、管理課職員 が運転する本市車両を駐 車しようとしたところ、ブ レーキ操作を誤り、後方に 駐車していた相手方車両 に接触し、損傷させたも の。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
10	6.1.19	177,855	和泉市***** *****	*****	令和5年9月18日(月) 午前11時30分ごろ、堺市 中区八田西町2丁19-5地 先において、相手方車両が 府道泉大津美原線の沿道 店舗駐車場にて方向転換 を行い、同府道と駐車場の 境界部に設置された側溝 蓋に乗り上げた際、側溝蓋 が跳ね上がり、マフラー等 を損傷したもの。
2	6.1.5	27,500	大阪市住吉区* *****	*****	令和5年9月27日(水) 午後1時30分ごろ、堺市 中区大野芝町 242-4 地先 において、南部地域整備事 務所職員の運転する本市 車両が狭路を走行してい たところ、対向車の相手方 車両に接触し、損傷させた もの。

8	6.1.19	710,000	堺市南区*** *****	*****	令和5年10月2日(月) 午後7時ごろ、堺市北区中 百舌鳥町5丁653地先にお いて、相手方車両が府道大 阪高石線中百舌鳥地下道 を走行中、車両にコンクリ ート構造物同士を接合す る間の目地材が落下し、車 体後部のルーフを損傷し たもの。
9	6.1.19	94,512	堺市南区*** *****	*****	令和5年10月7日(土) 午前3時ごろ、堺市南区 野々井1712-2地先にお いて、相手方車両が市道野々 井13号線を走行中、交差 点手前の横断側溝上を通 行したところ、蓋のずれに よる欠損部分に右前輪タ イヤがはまりパンクし、右 前輪ホイール及びフロン トバンパーを損傷したも の。
11	6.1.19	81,000	和歌山県和歌山 市*****	*****	令和5年11月1日(水) 午後1時30分ごろ、堺市 堺区北波止町20地先にお いて、西部地域整備事務所 職員が市道北波止5号線 で刈払機による除草作業 を実施した際、沿道に駐車 していた相手方車両のフ ロントガラスに飛び石が 当たり、損傷させたもの。
7	6.1.18	187,865	堺市美原区阿弥 317-1	株 式 会 社 ガ イ ア 代 表 取 締 役 植 松 勝 彦	令和5年11月21日(火) 午前10時30分ごろ、堺市 美原区阿弥451-7地先 において、相手方車両が市道 阿弥22号線を走行中、側 溝蓋上を通行したところ、 蓋がずれ落ち水路にはま り、左前輪ホイール及びフ ロントバンパーを損傷し たもの。

(南保健福祉総合センター)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
601	5. 12. 28	182, 600	堺市堺区寺地町 西 3 丁 3-18	H O T E L I L G R A N D I T 支 配 人 徳 井 彬 人	令和 5 年 9 月 21 日 (木) 午後 0 時 45 分ごろ、堺市 堺区寺地町西 3 丁 3-18 の 相手方駐車場において、南 区役所生活援護課職員の 運転する本市車両が右折 する際、駐車場内に設置さ れた柱に接触し、損傷させ たもの。

(学校教育部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
12	6. 1. 25	627, 761	堺市	A (親 権 者) B C	令和 4 年 4 月 18 日 (月)、 令和 4 年度大阪府公立高 等学校入学者選抜調査書 (以下「調査書」という。) の評定について、相手方の 調査書に誤記載がある事 が判明した。これに伴い誤 記載のあった調査書の差 し替えを行い、公立高等学 校で再度選抜が行われた 結果、不合格となっていた 相手方が合格となったも の。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
13	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** *の住宅及び駐車場の明渡し並びに住宅使用料 151,700 円、住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
14	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** *の住宅及び駐車場の明渡し並びに住宅使用料 650,700 円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
15	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** *の住宅の明渡し並びに住宅使用料 298,400 円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * * * * * * *

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 151,700 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 151,700 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 650,700 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 650,700 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 298,400 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。また、*****は本市の同居の承認を得ずに居住している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 298,400 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

16	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営** ***** *の住宅明渡し並び に住宅使用料 1,346,200 円及び住 宅使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営**** *****	*****
17	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営** *****の住宅 の明渡し並びに住宅 使用料 741,000 円及 び住宅使用料相当損 害金	堺市堺区*** ***** 堺市営**** *****	*****

<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 1,346,200 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 1,346,200 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 741,000 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 741,000 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

18	6. 1. 25	和解について	堺市堺区***** *****堺市営** ***** *の住宅明渡し並び に住宅使用料 705,400 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営**** *****	*****
19	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営** ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市堺区*** ***** 堺市営**** *****	亡***** 相続財産

<p>(1) 相手方は令和5年11月分以降の本件住宅使用料の支払義務があることを認め、毎月末までに本市に支払う。</p> <p>(2) 相手方は本市に対し令和5年6月分まで本件住宅の使用料滞納額として金705,400円の支払義務があることを認め、和解成立時に頭金として金105,400円を、残りを30回に分割し、毎月末までに本市に支払う。</p> <p>(3) 相手方は令和5年11月以降の本件住宅使用料の支払を2回以上怠り、かつ、その額が10万円に達したとき、又は使用料滞納額分割支払を2回以上怠り、かつ、その額が5万円に達したときは、本市から相手方に対する何らの意思表示を要せず、本件住宅の賃貸借契約は解除となる。</p> <p>(4) 本件住宅の賃貸借契約が解除されたときは、相手方は直ちに本件住宅を明渡し、契約解除日までの住宅使用料滞納額、並びに契約解除日翌日から明渡し済みに至るまでの使用料相当の損害金を本市に支払う。</p> <p>(5) 本市は今回に限り賃貸借契約の解除を撤回し、引き続き賃貸する。</p> <p>(6) 本市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。</p> <p>(7) 訴訟費用は各自の負担とする。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の同居名義人である相手方*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。そのため、入居承認を取り消し、同住宅の明渡し並びに住宅使用料705,400円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当損害金の支払を求めて令和5年11月15日に提訴し、堺地方裁判所で審理が進められていたところ、今般、同裁判所から和解提案が出された。当該和解提案の内容を検討した結果、これを受け入れることは妥当であると認められるので、当該提案のとおり和解するものである。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の同居名義人である*****は、令和5年3月頃に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

20	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市東区***** **堺市営***** ****の住宅及び 駐車場の明渡し並び に住宅使用料 350,400 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市東区*** ***** 堺市営**** *****	*****
----	----------	-----------	--	--------------------------------------	-------

<p>(1) 堺市東区*****堺市営***** *****の住宅及び駐車場の明渡しを 求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 350,400 円及び入居承 認取り消しの日の翌日から明渡しに至る までの住宅使用料相当額の損害金の支払 を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを 求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市東区*****堺市営***** *の入居名義人である*****は、住宅使用 料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住 宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅 使用料 350,400 円及び明渡しに至るまでの住宅使 用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起 を行うもの。</p>
---	--

21	6. 1. 25	調停の成立について	堺市西区***** *****堺市営** *****の住宅の 明渡し及び住宅使用 料相当損害金	堺市西区*** ***** 堺市営***** *****	*****
----	----------	-----------	---	---------------------------------------	-------

- 1 相手方は、本市に対し、堺市西区****堺市営****(以下「本件住宅」という。)につき、本市(賃貸人)と****(賃借人)との間の賃貸借契約が令和2年11月8日(****の死亡日)に終了したことを、確認する。
- 2 本市は、相手方に対し、本件住宅の明渡しを令和6年3月30日まで猶予する。
- 3 相手方は、本市に対し、令和6年3月31日限り、本件住宅を明け渡す。
- 4 相手方は、本市に対し、令和5年6月1日から本件住宅の明渡し済みまで、本市が定める額を、本件住宅使用の対価として支払う。
- 5 本市は、相手方に対し、本件住宅に代わる市営住宅として、次の市営住宅への入居承認をする。
堺市営****(堺市西区****)
- (1) 入居承認日は、相手方が本件住宅を明け渡した翌日とする。
- (2) 上記市営住宅の使用料は、用途廃止予定住宅から移転する場合の使用料減額制度を準用して算出した額とする。
- 6 相手方は、本市に対し、堺市営****の敷地内に、相手方が所有する建物、工作物、動産等が存在しないことを確認する。
- 7 本市は、相手方が令和6年3月31日以前に本件住宅を任意に明け渡した場合、相手方に対し、本市が定める額を移転費用の一部として支払う。
- 8 本市と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを、相互に確認する。
- 9 調停費用は各自の負担とする。

建物明渡等調停事件

堺市西区****堺市営****に居住する****は、入居名義人である****が令和2年11月8日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っていた。そのため、本件事案について、調停の申立てを行い、調停の場で協議を重ねてきた。

その結果、前述の内容での調停成立に相手方が合意したため、調停を成立させるもの。

6	6. 1. 18	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* *****の住宅 の明渡し、住宅使用 料相当損害金及び移 転料	堺市西区*** ***** 堺市営***** *****	亡 * * * * * の 相 続 財 産
22	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市西区*** ***** 堺市営***** *****	亡 * * * * * 相 続 人
23	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 199,500 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市西区*** ***** 堺市営***** *****	* * * * * *
24	6. 1. 25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅明渡し並び に住宅使用料 7,587 円及び住宅使用料相 当損害金	長崎県平戸市* *****	* * * * * *

<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 移転料 21 万円（前払い）の返還を求める。</p> <p>(4) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和5年3月30日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払及び移転料の返還を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和5年8月19日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 199,500 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 199,500 円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 7,587 円並びに令和3年12月15日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件</p> <p>堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和3年12月14日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、相続人である*****から明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 7,587 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
3	6.1.17	協和町西団地 15号館建替 住宅建設工事	堺市堺区永 代町5丁1番 10号	株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄	変更前 851,252,556円 (消費税額等 77,386,596円) 変更後 853,817,756円 (消費税額等 77,619,796円)
4	6.1.17	大仙西町団地 5棟ほか2棟 建替住宅建設 工事に伴う電 気設備工事	堺市堺区北 庄町3丁1番 5号	株 式 会 社 R a i n g 代 表 取 締 役 白 井 健 太 郎	変更前 273,048,886円 (消費税額等 24,822,626円) 変更後 273,802,386円 (消費税額等 24,891,126円)
5	6.1.17	大仙西町団地 5棟ほか2棟 建替住宅建設 工事に伴う給 排水衛生設備 工事	堺市北区百 舌鳥梅北町2 丁70-6	美和・佐藤建設工事 共 同 企 業 体 代 表 構 成 員 美 和 設 備 工 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 栢 瀬 秀 樹 他 の 構 成 員 株 式 会 社 佐 藤 水 道 工 業 所 代 表 取 締 役 佐 藤 孝 司	変更前 380,072,231円 (消費税額等 34,552,021円) 変更後 380,298,831円 (消費税額等 34,572,621円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>2,565,200 円 (消費税額等 233,200 円)</p>	<p>発生土のすきとり及び処分による増額。</p>	<p>発注時に既存集合住宅2棟の解体工事中であったため、工事着手後に外構部のレベルを測定した結果、想定より高いことが判明した。その結果、すきとり及び発生土の数量を変更する必要性が生じたため、増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>
<p>753,500 円 (消費税額等 68,500 円)</p>	<p>電気配線の追加工事による増額。</p>	<p>当初、別途建築工事（下請昇降機設備工事）の昇降機制御盤の位置は各棟1階昇降路内としていたが、昇降機メーカーの仕様により各棟最上階昇降路内に変更となった。これに伴い、各棟最上階から各棟1階昇降路内までの電気配線が増となり、増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>
<p>226,600 円 (消費税額等 20,600 円)</p>	<p>道路掘削工事の追加による増額。</p>	<p>敷地内最終枘から下水道本管へ接続するために道路の掘削を行ったところ、支障となる配管が発見された。このことにより、接続位置を変更し再度掘削を行う必要性が生じたため増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものである。</p>

令和6年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その2）

令和6年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-23-0058

